

介護予防ケアマネジメントに係る初回加算、インフォーマル加算、委託連携加算、委託強化加算 の併給関係について

令和3年4月に改正がありました標記制度の加算につきまして、併給算定の関係性は以下の通りですので、御承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、以下の表は、

- ・同一の地域包括支援センター（以下「包括」という。）と継続している。
- ・介護予防ケアマネジメントAまたはBを算定している。
- ・令和3年9月提供分までは、新型コロナウイルス感染症対応の加算（1単位）を他加算の算定状況によらず算定することができる。

ことを要件とします。

◎初月の算定

パターン	併給の可否
初回加算のみ	○
初回加算・インフォーマル加算	○
初回加算＋委託連携加算	○
初回加算＋委託強化加算	△ 委託連携加算の方が委託費が高く、包括にも給付費が入ります
初回加算・インフォーマル加算＋委託連携加算	× インフォーマル加算算定時には各委託加算を算定できません
初回加算・インフォーマル加算＋委託強化加算	× インフォーマル加算算定時には各委託加算を算定できません
初回加算・インフォーマル加算＋委託連携加算＋委託強化加算	× インフォーマル加算算定時には各委託加算を算定できません
委託連携加算のみ	△ 初回加算が算定できます
委託連携加算＋委託強化加算	△ 初回加算が算定できます。ただし、その際は委託強化加算を算定できません
委託強化加算のみ	△ 初回加算が算定できます

◎2月目以降の算定

パターン	併給の可否
初回加算のみ	× 初回加算を算定できません
初回加算・インフォーマル加算	× 初回加算を算定できません
初回加算＋委託連携加算	× 初回加算を算定できません
初回加算＋委託強化加算	× 初回加算を算定できません
初回加算・インフォーマル加算＋委託連携加算	× 初回加算を算定できません
初回加算・インフォーマル加算＋委託強化加算	× 初回加算を算定できません
初回加算・インフォーマル加算＋委託連携加算＋委託強化加算	× 初回加算を算定できません
委託連携加算のみ	△ 初月に委託を行わず2月目以降に委託を行った場合、又は初月に委託し2月目以降に別事業所に委託を行った場合は算定できます
委託連携加算＋委託強化加算	△ 初月に委託を行わず2月目以降に委託を行った場合、又は初月に委託し2月目以降に別事業所に委託を行った場合は算定できます
委託強化加算のみ	○

◎各加算の考え方の違い

○初回加算

- ・地域包括支援センター（以下「包括」という。）が新規に関与した時のみ算定可。
- ・委託先の居宅介護支援事業所（以下「ケアマネ」という。）が変更しても再算定不可。
- ・包括の運営法人が変更した場合（事業所番号が変更した）場合は、所在地や人員配置に変更がなくても、改めて算定可。

○インフォーマル加算

- ・初回加算との併給が必須。
- ・委託連携加算または委託強化加算と併給が出来ない。
- ・包括の運営法人が変更した場合（事業所番号が変更した）場合は、所在地や人員配置に変更がなくても、改めて算定可。

○委託連携加算

- ・ケアマネに新たに委託した場合に算定可。
- ・包括が変更（事業所番号が変更。法人の変更や、所在地、人員配置は問わない）場合は、ケアマネとの新たな契約が発生するので算定可。
- ・ケアマネが変更（事業所番号が変更。法人の変更や、所在地、人員配置は問わない）場合は、ケアマネとの新たな契約が発生するので算定可。
- ・初月にケアマネを変更した場合でも、1回のみ算定可。
- ・初月に包括が介護予防ケアマネジメントを直接作成しており、2月目以降にケアマネに委託した場合は、初月でなくても算定可。この場合、委託強化加算と併給可。

○委託強化加算

- ・ケアマネに委託した等の場合に算定可（他の要件は要綱参照）。
- ・初月に初回加算と委託連携加算を算定した場合は、併給不可。
- ・2月目以降に委託連携加算を算定する場合は、併給可。